

山梨県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱

1 趣旨・目的

この要綱は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるために県が行う放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために制定する。

認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知。以下、「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とするものである。

なお、この要綱に定めるもののほか、認定資格研修の開催に必要な事項については、放課後児童支援員等研修事業実施要綱（令和7年4月4日こ成事第187号こども家庭庁成育局長通知 別添5。以下「国実施要綱」という。）に定めるところによるものとする。

2 実施方法

県が、認定資格研修を実施するに当たり、認定資格研修の全部又は一部を民間団体等に委託できる。

3 実施内容

(1) 研修対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。ただし、現に県内の放課後児童クラブで従事している者を優先する。

(2) 定員

1回の認定資格研修の定員は、概ね100名以内とする。ただし、実施回数、研修会場の規模等により認定資格研修に支障が生じない範囲において、100名を超過した定員とすることができる。

(3) 研修項目・科目及び研修時間数等

イ 研修項目、科目及び研修時間数等は国実施要綱別紙のとおりとするが、必要に応じて科目を追加できる。

ロ 研修を担当する講師は、国実施要綱別紙に規定される講師要件を参考に、認定資格研修を適切に実施、指導できる者を選定する。

ハ 授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫しながら実施するものとし、オンライン会議システム等を活用する場合は、受講者が特定され、受講状況が把握できるようにすることや、双方向でのコミュニケーションが図られるようにすること。

(4) 研修期間

1回の認定資格研修については、原則として3ヶ月以内で実施する。ただし、受

講者が受講しやすいよう日程を配慮した上で、2期に分けて6ヶ月の範囲内で実施することができる。

(5) 研修教材

認定資格研修の教材は、運営指針及び同指針に対応した「放課後児童クラブ運営指針解説書」の使用を必須とする。なお、上記に加えて、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用することも可能とする。

(6) 科目の一部免除

研修対象者が、既に取得している資格等に応じて、次に掲げる研修科目を免除する。

イ 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

国実施要綱別紙の「2-④ こどもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2-⑥ 障害のあるこどもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解」

ロ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者

国実施要綱別紙の「2-⑥ 障害のあるこどもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解」

ハ 基準第10条第3項第4号に規定する免許状を有する者

国実施要綱別紙の「2-④ こどもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

(7) 既修了科目の取扱い

県は、受講者が認定資格研修中に、他の都道府県への転居や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合は、既修了科目については、既に履修したものとみなし、受講者の申請により「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第1号）を交付する。

なお、一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日までとする。

ただし、災害その他やむを得ない理由により、県が必要と認めるときは、当該期限を延長することができる。

4 実施手続

(1) 受講の申し込み及び受講資格等の確認

イ 県は、放課後児童支援員認定資格研修を実施するに当たり、市町村に様式第4号により受講可能人数を通知する。

ロ 受講希望者は、受講申込書（様式第5号）に必要事項を記入し、別紙1に定めた各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の写し等（以下「証明書類等」とする。）を添付の上、指定された期日までに市町村に提出する。

ハ 市町村は、提出された受講申込書の内容を確認し、受講可能人数の範囲内で受理する。

ニ 市町村は、受講申込者名簿を作成し、受理した受講申込書及び証明書類等（以下「受付書類等」という。）と併せて県に提出する。

ホ 県は、受付書類等を基に履修票（様式第6号）を作成する。

(2) 受講時の本人確認

県又は事業受託者は、研修実施の際、受付において受講者の本人確認を行う。

(3) 修了の認定及び修了証の交付

県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員

認定資格研修修了証」(様式第2号)及び「放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯用)」(様式第3号)を交付する。なお、当該者が基準第10条第3項各号のいずれかに該当する見込みの者が研修を修了した場合、当該者が基準第10条第3項各号のいずれかに該当したことを確認した後、修了証を発行する。

5 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

県は、修了認定した履修票を「山梨県放課後児童支援員認定者名簿」として管理する。

(2) 認定者名簿の管理

県は、認定者名簿の管理に際して、個人情報保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

(3) 修了証の再交付等

県は、認定を受けた者から、山梨県放課後児童支援員認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと又は放課後児童支援員認定資格研修修了証を紛失又は汚損したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(4) 認定の取消

県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除するものとする。

イ 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合

ロ 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合

ハ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合

ニ 放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

6 留意事項

(1) 県は、認定資格研修の実施に当たって、県内の市町村や関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な実施を図られるよう努める。

(2) 県又は認定資格研修の委託を受けた者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意する。

7 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当分及び研修会場までの受講者の旅費については受講者が負担する。

附 則

この要綱は、平成27年9月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の様式第4号から様式第6号までの様式(「平成」を「令和」に改める部分

に限る。)については、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月18日から施行し、令和7年4月4日から適用する。

(様式第 1 号：用紙規格は日本産業規格 A 4 縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修において、次の研修科目を修了したことを証明する。

○研修科目名：

年 月 日

山梨県知事名

(様式第 2 号：用紙規格は日本産業規格 A 4 縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働

省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修を修了したことを証明する。

修了年月日 年 月 日
発行年月日 年 月 日

山梨県知事名

(様式第3号)

第○○○○○○○○号

放課後児童支援員認定資格研修修了証
(携帯用)

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準第10条第3項(平成26年厚生労働省令第63号)に規定する研修を修了した
ことを証明する。

修了年月日 年 月 日

発行年月日 年 月 日

山梨県知事名

(様式第 4 号)

子 政 第 号
令和 年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

年度放課後児童支援員認定資格研修受講可能人数通知書

山梨県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱 4 (1) イに基づき、貴市町村の年度放課後児童支援員認定資格研修受講可能人数を 名と決定したので通知します。

つきましては、次のとおり受講申し込みをお願いします。

- 1 年度放課後児童支援員認定資格研修日程
別紙のとおり
- 2 受講申し込み期限
年 月 日 () (県へ提出、期限厳守)
- 3 受講申し込み提出書類
 - ① 受講申込書 (様式第 5 号)
 - ② 証明書類
 - ③ 受講申込者名簿

(様式第6号)

受講者番号

市町村名

山梨県放課後児童支援員認定資格研修履修票

年 月 日発行

受付前に
写真を貼付

| | |
|------------|---|
| 所属クラブ名 | |
| 所属クラブ住所 | |
| 氏名 生年月日 | |
| 電話番号 | |
| 本人住所 | 〒 |

履修科目詳細（修了印の欄に「免除」とある科目は受講不要です。）

| 科目名 | 修了印 | 科目名 | 修了印 | 科目名 | 修了印 |
|---------------------------|-----|------------------------|-----|---------------------|-----|
| ①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 | | ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 | | ③こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ | |
| ④こどもの発達理解 | | ⑤児童期(6歳～12歳)の生活と発達 | | ⑥障害のあるこどもの理解 | |
| ⑦特に配慮を必要とするこどもの理解 | | ⑧放課後児童クラブに通うこどもの育成支援 | | ⑨こどもの遊びの理解と支援 | |
| ⑩障害のあるこどもの育成支援 | | ⑪保護者との連携・協力と相談支援 | | ⑫学校・地域との連携 | |
| ⑬こどもの生活面における対応 | | ⑭安全対策・緊急時対応 | | ⑮放課後児童支援員の仕事内容 | |
| ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守 | | | | | |

<注意事項>

- 履修票は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」の発行に必要となりますので、研修の際に持参し、修了印を受けてください。

県担当者記入欄

修了年月日

修了証番号

山梨県放課後児童支援員資格認定研修受講要件及び必要書類

| | 受講要件 | 必要書類 |
|---|--|---|
| 一 | 保育士の資格を有する者 | ・保育士（保母）資格証明書の写し または保育士証の写し |
| 二 | 社会福祉士の資格を有する者 | ・社会福祉士登録証の写し |
| 三 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者。同法第90条第2項の規定により大学への入学が認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの | ・卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書 ・2年以上児童福祉事業に従事したことを証明する書類（別紙様式1） |
| 四 | 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者 | ・教員免許状の写し |
| 五 | 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | ・卒業証明書 ・単位取得証明書（左記受講要件を満たす単位を取得したと卒業したことを証明できる書類） |
| 六 | 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 | ・卒業証明書 ・単位取得証明書（左記受講要件を満たす単位を取得したと卒業したことを証明できる書類） |
| 七 | 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | ・卒業証明書 ・単位取得証明書（左記受講要件を満たす単位を取得したと卒業したことを証明できる書類） |
| 八 | 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | ・卒業証明書 ・単位取得証明書（左記受講要件を満たす単位を取得したと卒業したことを証明できる書類） |
| 九 | 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの | ・卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書 ・2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことを証明する書類（別紙様式1） ・市町村が適当と認めたことの確認書（※） |
| 十 | 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの | ・5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことを証明する書類（別紙様式1） ・市町村が適当と認めたことの確認書（※） |

※確認書については、各市町村の放課後児童健全育成事業担当課へ依頼すること。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

運営主体名

住所

電話番号

代表者職名

代表者氏名

印

次の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

| | |
|------|---|
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 事業所名 | |
| 従事期間 | 年 月 日 から 年 月 日(週 日勤務) |
| 従事内容 | |
| 該当資格 | いずれの実務経験に該当するかチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 3号(2年以上児童福祉事業に従事) <input type="checkbox"/> 9号(2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事) <input type="checkbox"/> 10号(5年以上放課後児童健全育成事業に従事) |